

議案第4号

富津市公共施設等マネジメント基金条例の制定について
富津市公共施設等マネジメント基金条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

公共施設等を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する経費に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

富津市公共施設等マネジメント基金条例

(設置)

第1条 市が管理する公共施設等（施設並びに道路、橋りょう及び公園をいう。）を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する公共施設等マネジメント推進のため、富津市公共施設等マネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める設置目的を達成するため、必要に応じ、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富津市公共施設維持管理基金条例の廃止)

2 富津市公共施設維持管理基金条例（平成28年富津市条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の富津市公共施設維持管理基金

条例の規定により積み立てられた現金は、この条例による基金に属する財産とする。

(富津市健全な財政運営に関する条例の一部改正)

4 富津市健全な財政運営に関する条例（平成29年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 市は、公共施設等を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する公共施設等マネジメント推進のための基金に計画的な積立てを行うものとする。